第三百四十二条の三、第三百四十五条の四第一項及び第三百五十三条中「保佐人」を「補助人」に改める。

第四百三十九条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「言渡」を「言渡し」に改め、同項第三号中「言渡」を「言渡し」に、「保佐人」を「補助人」に改め、同項第四号中「言渡」を「言渡し」に、「在る」を「ある」に改め、同条第二項中「言渡」を「言渡し」に改める。

第四百九十四条の八第一項及び第五百二条中「保佐人」を「補助人」に改める。

（検察審査会法及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第十条　次に掲げる法律の規定中「後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

一　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第七条第三号

二　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第十七条第三号

（少年法等の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「法定代理人、保佐人」を「補助人」に改める。

一　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十条第一項

二　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第八十五条第三項及び第九十三条第一項

三　少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第七十四条第三項及び第八十一条第一項

（労働組合法等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見人、未成年後見監督人」に改める。

一　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条の二第一項第三号

二　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三条第一項第三号

三　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第二項第六号

四　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）第七条第二項第六号

五　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第九十四条第二項第六号

六　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）第三条第三号

七　公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三第一項第三号

八　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十九条第二項第五号

九　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第二項第六号

（身体障害者福祉法等の一部改正）

第十三条　次に掲げる法律の規定中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項ただし書

二　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第四条

三　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第二項

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第十四条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び後見人又は保佐人」を「、未成年後見人及び特定補助人」に改め、同項第三号中「、保佐人」を削る。

第二十八条第二項中「後見人又は保佐人」を「未成年後見人、特定補助人」に改める。

第五十一条の十一の二中「第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項」を「第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項」に改める。

第五十一条の十一の三の見出し中「後見等」を「補助」に改め、同条第一項中「後見、保佐及び」を削り、「「後見等」を「単に「補助」に、「後見等の」を「補助の」に改め、同条第二項中「後見等」を「補助」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第十五条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「後見人」を「未成年後見人若しくは特定補助人」に、「第一項ただし書」を「第一項」に改める。

第八十一条の見出し中「後見人選任」を「未成年後見人等の選任」に改め、同条中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に、「及び後見人」を「及び未成年後見人の職務を行う者並びに特定補助人」に、「すみやかに、後見人」を「速やかに、未成年後見人又は補助人」に改める。

（検疫法の一部改正）

第十六条　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五項中「又は後見人」を「並びに未成年後見人及び特定補助人」に改める。

（特許法の一部改正）

第十七条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「未成年者、成年被後見人等」を「未成年者等」に改め、同条第一項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「後見監督人」を「未成年後見監督人又は補助監督人（特定補助人に係るものに限る。第十六条第三項において同じ。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「被保佐人又は」を削り、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定補助人を付する処分の審判を受けた者の法定代理人）

第七条の二　特定補助人は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者を代理して手続をすることができる。

第十六条第一項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「後見監督人が」を「未成年後見監督人又は補助監督人が」に、「後見監督人の」を「未成年後見監督人若しくは補助監督人の」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条第三項第一号中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改める。

第百三十三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改める。

第百三十九条第三号中「後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見人、未成年後見監督人」に改める。

第百八十四条の五第二項第二号中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改める。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第十八条　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第二十八条中「第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項」を「第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項」に改める。

第二十八条の二の見出し中「後見等」を「補助」に改め、同条第一項中「後見、保佐及び」を削り、「「後見等」を「単に「補助」に、「後見等の」を「補助の」に改め、同条第二項中「後見等」を「補助」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第十九条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第六条第三号を次のように改める。

三　未成年後見人登記簿

第三章第三節の節名中「後見人」を「未成年後見人」に改める。